

組合員貯金の利率が変更になります

組合員貯金の運用については、過去に購入した高利回りの債権により、市中金利が極めて低金利となっている中、年利2.0%に相当する運用益を確保してきましたが、本年度以降は高利回りの債権償還が行われ、新規に購入する国内債権等のクーポンが低位の状況です。

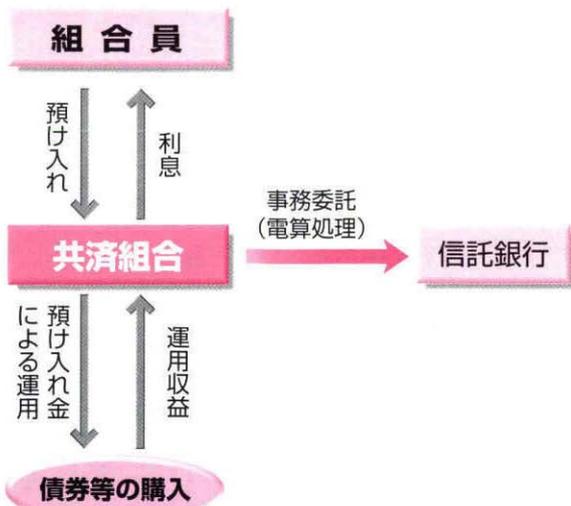
このことから、平成18年4月1日より組合員貯金の支払利率を年利1.8%といたします。

貯金事業の目的

組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、組合員の貯金の受け入れおよびその運用を行う事業です。

1. 貯金事業のしくみ

組合員貯金は、お預かりしたお金を安全かつ効率的に運用することで収益金を得て貯金加入者の皆さんに利息として還元しています。



2. 貯金の種類

貯金の種類は積立貯金です。積立の方法は、毎月定額を給料天引きにより積み立てる方法（定時積立）と随時に希望額を積み立てる方法（随時積立）があります。

3. 貯金のできる人

本組合の組合員（任意継続組合員は除く）および公益法人等への派遣制度に伴う在職派遣された職員です。ただし、退職派遣者は、派遣前から加入している場合、継続して利用できますが新規の加入はできません。

本組合の資格を喪失した場合は、解約していただくこととなります。

4. 貯金の申し込み

新たにこの貯金制度を利用しようとする場合は、「組合員貯金申込書」および「組合員貯金印鑑届」を本組合へ提出してください。

5. 貯金の払い戻し

「組合員貯金一部払戻請求書」により手続きをすれば、払戻該当月の末日に「給付金等振込口座指定届」で登録した預金口座に、直接送金します。

この場合、請求書の印鑑は申し込み時に「組合員貯金印鑑届」に押印した届出印、または変更後は変更後の届出印を使用してください。

より有利な利息を貯金加入者に還元することを目的としている積立貯金ですので、払い戻しは月1回と定めています。

6. 定時積立額の変更等

定時積立における積立額については、必要に応じて中断や積立額の変更が可能です。

この場合、中断や変更をしようとする月の前月27日までに所属所を経由して本組合へ報告してください。なお、積立額の変更は、年4回（1、4、7、10月）に限ります。

7. 貯金者の諸変更

姓名が変わったり、届出印を変更しようとする場合は、「組合員貯金諸変更届」を提出してください。

8. 利息と貯金残高の通知

利息の計算は、毎年3月および9月末日に行い、同日元金に組み入れます。

また、残高については、毎年3、6、9、12月の各末日現在の貯金額の明細を「貯金計算書」により所属所を経て貯金加入者に通知します。

9. 組合員貯金の利率

年利1.8%（平成18年4月1日現在）です。ただし、一般の金利情勢を勘案して利率は変更されません。

10. その他

一定の要件に該当する方（例…母子家庭の母、身体障害者等）は、「障害者等に対するマル優制度」（他の金融機関と合わせて元金350万円まで非課税）を利用することができます。